周防大島地域振興クーポン券取扱要領「注意事項」

1. 趣旨

物価高騰の影響に鑑み、町民の生活を支援するため、周防大島町内に居住する方を対象に町内で広く利用可能な割引クーポン券を発行する。

２．発行枚数

割引クーポン券　５００円券を１人につき１０枚

３．利用可能期間

令和７年６月１日から令和７年１１月３０日

４．クーポン券の配布対象者

令和７年４月１０日現在、周防大島町に住民登録のある者

５．クーポン券の配布方法

各世帯へ郵送

６．取扱店に登録できる事業所

　　　周防大島町内に所在する事業所（店舗）

７．取扱方法等

　＜取扱店登録の申請＞

　　　取扱店の登録を希望する事業所（店舗）は、登録申請書を商工会へ提出するものとする。

※登録手続きは無料。商工会は申請後日、取扱店舗の表示を渡す。

※申込みは随時受付け、１次締切りまでに申請した場合はクーポン券配布時に同封する取扱店名簿へ掲載。（取扱店は随時、商工会ホームページで最新情報を掲載）

　＜クーポンの使用方法＞

各取扱店で５０１円（税込）の買い物に対しクーポン券１枚（５００円割引）が使用できる。

※クーポンの対象とならない商品は裏面のとおり。

　＜使用済クーポンの換金方法＞

　・取扱店は、使用済クーポンに消印をして商工会（本所・各支所）に提出し、商工会の発行する預り票を受け取る。

※使用済クーポンの提出は原則、月１回とする。

※１回の提出枚数が１００枚を超える場合は持込表を添付すること。

・商工会は提出された使用済クーポンの枚数に応じた金額を取扱店に支払う。

（毎月２５日〆、翌月５日振込）

・支払方法は振込みのみとし、原則として山口銀行の口座を指定する。

但し、山口銀行以外の口座を指定する場合は振込手数料を事業者側が負担する。

・クーポン券換金最終期限：令和７年１２月２５日（木）

割引クーポンの対象とならないもの

・出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）

・国や地方公共団体への支払い（税、地方税や使用料などの公租公課）

・有価証券、ギフト券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入、電　子マネーへのチャージ

・たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第３号に規定する製造たばこ）

※法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため

**・公共料金**

**※**現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けているため

・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

・現金との換金、金融機関への預け入れ

・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入

・医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）

・収納サービス等の支払い

|  |
| --- |
| 上記のほか取扱店において、本券を対象としない商品を独自に定める場合、各取扱店において、予め利用者が認識できるよう明示するなど対応をお願いします。 |